

第2回 草津市地域公共交通活性化再生協議会 議事録

○日時：平成21年1月19日（月） 13時35分～15時25分

○場所：草津市役所 8階 大会議室

○出席者

出席委員：山岡晶子 矢内恒夫 北川恒幸（代理 宮城成和）

中島直樹（代理 入江 満） 善利健次 辻 利秋（代理 磯谷 淳）

古川喜正（代理 山田幸地郎） 木村孝一郎 服部 堯 樋口俊助

加茂 学 田井中 修（代理 古川祐美） 岡本幸助（代理 前野 奨）

石本吉孝（代理 山本伊三夫） 岡 進一 井尻憲司（代理 山岡 宏）

藤野喜多郎 野坂尚宏（代理 富家信次） 塚口博司

北村良蔵（代理 服部藤一） 桂田 博 宮下千代美 村井龍治

欠席委員：鎌田顕道 隠岐公史 中島与司男 小澤 豊 駒井喜行 南 英三

事務局（都市計画課）：内田 收 西岡善和 川元康弘

コンサルタント（株かんこう）：東 恒好 杉立知恵

傍聴者：3名

○配布資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・議第1号 草津市地域公共交通活性化再生協議会規約案ならびに諸規定案について
- ・議第2号 役員の選任について
- ・議第3号 平成20年度事業報告について
草津市地域公共交通総合連携計画（素案）－マスタープラン編－ 中間報告
別添資料1：公共交通会議・専門部会における意見整理と対応策について
別添資料2：常盤学区バス試行運行の結果と考察
別添資料3：草津市地域公共交通活性化に関する《対策案詳細検討資料》
草津市における福祉有償運送の必要性について
草津市福祉有償運送ガイドライン（抜粋）
- ・議第4号 平成21年度事業計画案および平成21年度収支予算案について

■開会（事務局：内田）

- ・資料確認
- ・本日の会議は、「草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱」第7条第7項の規定に基づき公開で進める。
- ・本協議会は平成19年法律第59号「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条第1項に規定されている法定協議会として設置している。

- ・本日の委員の出席は、29名中22名であり、設置要領第7条第3項の規定に定める過半数以上の出席を得ていることから、本協議会は成立している。(注：最終的な出席者数は23名)

■挨拶（会長：草津市副市長 山岡晶子）

■議事録署名人の指名（山岡会長）

- ・議事録署名人として、宮下委員、善利委員を指名

■議事（進行：山岡会長）

(1) 議第1号 草津市地域公共交通活性化再生協議会規約案ならびに諸規定案について

○説明（事務局：都市計画課 西岡）

- ・規約ならびに諸規定については、草津市地域公共交通活性化再生協議会の事業について、平成21年度から国の補助金を受け入れて事業を実施するに際し、当協議会の運営に関して必要な事項を定める必要があるため、「草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱」（草津市告示第266号）第12条の規定に基づき、協議会に諮り定めるものである。
- ・規約案、諸規定案については国のモデル規約、諸規定に準じて策定している。
- ・規約（案）について説明
第24条で規定する福祉有償運送運営協議会という名称について、当協議会設置要綱では「福祉」という文字がないが、当協議会で承認いただき、設置要綱の名称変更の事務手続きに入る予定である。
- ・諸規定（案）について説明
工事等請負規定の「等」には委託事業が含まれている。平成21年度からは、国からの補助金が当協議会に直接入ることから、アンケート調査等の委託事業の発注および草津市への委託が当協議会でできるように規定している。

○審議

山岡会長：事務局の説明について質問等あれば発言をお願いします。

矢内委員：規約第5条の委員構成の順番について、市職員を最後に置くのが良いのではないかと。

事務局（西岡）：国のモデル規約に準じているが、順序を入れ替えても別段支障はない。

山岡会長：他に意見がないようであれば順序を入れ替えることとさせていただきたい。他に意見はないか。（発言なし）第1号議案、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約案ならびに諸規定案について、賛成の委員の挙手を求める。

委員一同：挙手

山岡会長：全員賛成と認める。第1号議案については、第5条の順序を入れ替えることで可決とする。

(2) 議第2号 役員の選任について

○説明（事務局：都市計画課 西岡）

- ・第1号議案で承認いただいた規約第10条第44項に、「監事は委員の互選により選出する」と規定されていることから、第10条第1項第3号に規定する監事2名の選出についてお願いします。

山岡会長：監事は委員の互選と規定されているが、選出方法については如何するか。

【委員より、議長一任の声】

山岡会長：議長一任の声があったがよろしいか。

委員一同：異議なし。

山岡会長：では、選定委員会を設けて選出することとする。善利委員、加茂委員、小澤委員、岡委員、古川委員の5名に選定委員をお願いする。選定委員は別室で選定作業をお願いする。

【選定委員：別室に移動】（5分間休憩）

山岡会長：再開する。善利委員より選定結果の報告をお願いする。

善利委員：監事については、事業者代表として（社団）滋賀県バス協会専務理事の樋口委員、関係団体代表として草津市観光物産協会会長の南委員を推薦することに決まった。南委員については、今回欠席であるが内諾を得ている。

山岡会長：ご意見はないか。

委員一同：異議なし。

山岡会長：草津市地域公共交通活性化再生協議会の監事について、樋口委員と南委員とすることについて、賛成の方は拍手をお願いします。

委員一同：拍手

山岡会長：役員を選任について、監事2名については、樋口委員と南委員に決定する。

副会長の選出については、規約第10条第3条に「副会長は、委員の中からあらかじめ会長が指名する」と規定されているので、私から指名させていただく。現在の会長職務代理者の塚口委員をお願いします。

委員一同：拍手

(3) 議第3号 平成20年度事業報告について

○説明（事務局：都市計画課 西岡）

- ・平成20年度の事業結果について各担当者より説明する。

○草津市地域公共交通総合連携計画（中間報告）について説明（株かんこう：東）

- ・草津市地域公共交通会議・同部会での議論を取りまとめた「草津市地域公共交通総合連携計画（素案）ーマスタープラン編ー 中間報告」について説明

① 調査の目的と流れ

- ・調査の目的
- ・調査および事業の流れ

② 草津市の現況および動向

- ・バス路線網

- ・空白地・不便地
- ・空白地・不便地にいる人口（町丁別）
- ・空白地・不便地にいる高齢者（町丁別）
- ・空白地・不便地の居住者の状況
- ・公共交通における課題整理
- ・公共交通活性化の目標設定
- ・公共交通活性化の対策方針（案）

○福祉有償運送運営協議会について説明（事務局：都市計画課 川元）

- ・福祉有償運送運営協議会について、当初は草津市有償運送運営協議会という名称でスタートしたが、当市で可能な有償運送は福祉対象の利用者に限られるという確認が第1回の会議でなされ、草津市福祉有償運送運営協議会に名称変更するとの議論があった。
- ・福祉有償運送の必要性について資料に基づき説明
- ・草津市福祉有償運送ガイドラインの設置について資料に基づき説明
- ・福祉有償運送事業者の現況については、申請者が少なかったが、10月開催の運営協議会において、NPOディフェンスの申請について合意に達したことを報告する。

○審議

山岡会長：事務局の説明について質問等あれば発言をお願いします。

矢内委員：説明を聞いた範囲では、すべての交通を公共交通でフォローしようとしているように聞こえた。隣接市の巡回バスも利用が少ないようであり、公共交通機関を置いたからと言って必ずしも需要が見込めるとは限らない。地域の中で、隣近所で支えあって公共交通で担えないところを補うという部分も必要ではないか。

事務局（川元）：共助という点に関連しては、来年度から地域協議会の運営設立を支援し、住民会議の中で公共交通の要不要を含めた検討をしてみたいと考えている。

村井委員：社会実験について伺いたい。具体的には、いつ頃から開始されるのか。ターゲットの選定はどのように行うのか。

事務局（川元）：社会実験をしていく中で実証データをとることについては決まっている。具体的にはまだ決定していないが、地域公共交通会議の専門部会では、公共交通空白地での乗合タクシー等の実験、中心市街地活性化計画と連携した商店街のトランジットモール化の実験、また、関係機関と協議しながら、バスの利用促進のための速達性の確保に向けた渋滞個所の信号調整の実験および駅前ロータリーの混雑解消についての信号調整の実験等を行ったかどうかという意見があった。実際にできるかどうかについては、これからの調整と並行して地域公共交通会議で検討していく。また、福祉有償運送運営協議会でも、審議途中ではあるが、お出かけサポート事業のような移動困難者のための情報提供の社会実験ができないかという議論があった。スケジュールとしては、21年度中に連携計画を完成することになっており、その間にできる実験ということで、各分科会で議論いただければと考えている。

服部堯委員：社会実験については、まだ具体化はされていないのか。

事務局（川元）：社会実験をするということで補助金申請は行すが、詳細については、関係機関や地元との調整の進むところから着手していくことになる。

服部堯委員：当協議会の始まった当初に、塚口委員から、「おらがバス意識」がないと成功しないという話があった。そういった視点が資料になく残念である。

福祉有償運送に関して、ディフェンスが事業者となって以降、申請はあるのか。ないとすれば、あまりにも条件が厳しいからであるか。

事務局（川元）：「おらがバス意識」について、たとえば、空白地で乗合タクシーなどを運行するに当たっては、地元協議会で、地域の実情に合った交通について議論いただき、自分たちで守り育てる公共交通の醸成を進めてまいりたい。

福祉有償運送については、①法人格がないと認められない、②運転協力者は一種免許と国土交通省の認定講習（2日間で数万円の費用がかかる）が必要である、③自家用車の持込には無理があり福祉車両が必要となる、など法制化されたことによる課題がある。たとえば、講習費用の一部支援などについても議論していかなければならない。

山岡会長：20年度の事業報告について他に質問等あるか。（発言なし）第3号議案、平成20年度事業報告については、今の段階でご承認いただけるということによろしいか。

委員一同：承認

山岡会長：承認いただいた。

（4）議第4号 平成21年度事業計画案および平成21年度収支予算案について

○説明（事務局：都市計画課 西岡）

- ・平成21年度は、平成20年度に草津市地域公共交通会議や福祉有償運送運営協議会で議論いただいた公共交通の活性化等についての案をもとに、草津市地域公共交通総合連携計画を策定する。連携計画の資料とするために、平成21年度の上半期に実車を使って社会実験を行う計画である。
- ・社会実験や連携計画策定費用など事業費が必要となるため、本年2月下旬頃には国土交通省に対し、補助金交付申請前に行う調査実施計画認定申請を提出する必要がある。1月の国との協議において、例年は補助金の申請回数が3、4回程度であるが、平成21年度については、国の財政事情が厳しく、2月の調査実施計画認定申請に基づく1回になる可能性が高いと聞いている。
- ・調査実施計画認定申請には本日の当協議会の議事録謄本と平成21年度の事業計画案を添付する必要があるが、平成21年度の実験の具体化に関する検討は、この協議会の後の草津市地域公共交通会議により進めることになることから、若干の変動も予想される。
- ・については、国への補助金の申請内容を当事務局に一任いただくようお願いするとともに、平成21年度事業計画（案）と補助金交付申請内容が若干異なるおそれがあることをお断りし、以下の資料を説明する。

- ・平成21年度 草津市地域公共交通活性化再生協議会事業計画（案）の説明
- ・平成21年度 草津市地域公共交通活性化再生協議会収支予算書（案）の説明

○審議

山岡会長：21年度の事業計画案について質問、意見等は。

村井委員：予算では、補助金がないと社会実験ができない図式になっているが、補助金が無くなった場合は社会実験をしないのか。縮小して実施することを考えているのか。その場合、プライオリティはどうするのか。国に対しては、他の都市にもあてはまるような汎用性の高いものがデザインされていれば、補助金申請が通りやすいと思う。

事務局（西岡）：現在、近畿運輸局滋賀支局と補助金の協議を継続しており、カット幅が大きくなるとは聞いているが、今までの実績から、補助金がゼロになることはないと考えられる。本事業の補助金については、補助率が100%であり、できるだけ活用しながら進めていきたいと考えている。大事な補助金であるので、優先順位を十分検討いただきながら社会実験を進めていきたいと考えている。

村井委員：予算書では、事業費（社会実験委託料）と負担金に分かれているが、どういうことか。補助金のカットされた場合、社会実験以外の費用を減らすのか、カット比率に即して社会実験の費用を落としていくのか、社会実験の位置付けを教えてください。

事務局（西岡）：事業費と負担金に分かれているのはテクニカルな問題である。当協議会が社会実験を行う時に、委託先への支払いが生じるが、当協議会が銀行等から借入れするのはややこしいので、先に草津市に1千万円で事業委託をかけ、残金で社会実験を進めるということである。いずれにしても市議会の承認が必要である。

樋口委員：地域公共交通活性化に関する補助金については2種類ある。連携計画の策定については一定額の一律交付で地元負担はないが、社会実験については1/2補助となっている。連携計画を策定するということでの申請であれば、国の補助金だけで良いが、1,500万までは出ないと聞いている。社会実験を行うのなら1/2の負担が必要になる。

山岡代理：地域公共交通活性化については、重要な項目であり、平成20年度と比べ、平成21年度の予算枠は増額で推移する予定である。しかしながら平成20年度よりも多くの市町から補助金の要請があがってくる予定となっていることから、それぞれの市町に補助する金額を絞り込んでいく状況もあり得ると事務局に説明している。

補助金については、連携計画策定の分と策定後の事業実施の分の2種類あり、今回の草津市の分は連携計画策定の分と理解している。これについては、原則100%補助であり、社会実験についても連携計画策定に必要な分であれば、一部認められている。ただ規模、内容により審査にかかる可能性はある。申請内容が100%認められるかどうかについては、情勢により、そうならない可能性もある。

山岡会長：十分に連携しながら、計画を立てていきたい。他に意見はないか。（発言なし）事務局に願います。それぞれの意見を十分に踏まえながら21年度の事業計画を推進していただきたい。

第4号議案 平成21年度事業計画案および平成21年度収支予算案について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同：挙手

山岡会長：全員賛成で認められた。平成21年度事業計画案については、皆様のご意見を十分に踏まえながら、推進していきたいと思うので、今後ともご協力をお願いします。

以上で、本日の議事をすべて終了した。本日の資料にある「案」を消していただくようお願いする。長時間にわたりありがとうございました。

■その他（事務局：内田）

- ・「草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱」第2条第5項で、駅舎等の交通バリアフリーの観点等から、鉄道事業者の参画が要請されている。「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の中でも鉄道事業者の参画が必要とされている。そこで、JR西日本に公共交通活性化再生協議会への参加を要請してまいりたいと考えている。

■閉会

以上

第5回 草津市地域公共交通会議 議事録

○日時：平成21年1月19日（月） 15時35分～16時50分

○場所：草津市役所 8階 大会議室

○出席者

出席委員：善利健次 入江 満 西村博次 辻 利秋（代理 磯谷 淳）

古川喜正（代理 山田幸地郎） 木村孝一郎 服部 堯 樋口俊助

加茂 学 岡本幸助（代理 前野 奨） 石本吉孝（代理 山本伊三夫）

岡 進一 井尻憲司（代理 山岡 宏） 藤野喜多郎

野坂尚宏（代理 富家信次） 塚口博司 北村良蔵（代理 服部藤一）

桂田 博 宮下千代美

欠席委員：勇 竹廣 進藤良和 田内宏一 浅見善廣 隠岐公史 中島与司男

田井中 修 小澤 豊 駒井喜行 南 英三

事務局（都市計画課）：内田 收 西岡善和 川元康弘

コンサルタント（株かんこう）：東 恒好 杉立知恵

傍聴者：2名

○配布資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・草津市地域公共交通総合連携計画（素案）－マスタープラン編－ 中間報告
- ・別添資料1：公共交通会議・専門部会における意見整理と対応策について
- ・別添資料2：常盤学区バス試行運行の結果と考察
- ・別添資料3：草津市地域公共交通活性化に関する《対策案詳細検討資料》

■開会（事務局：内田）

- ・資料確認
- ・本日の会議は、草津市地域公共交通会議設置要領第6条第7項の規定に基づき公開で進める。
- ・本日の委員出席は、29名中17名で過半数を超えており、設置要領第6条第3項の規定に定める過半数以上の出席を得ていることから、本協議会は成立している。

■挨拶（塚口委員長）

■付託事項審議 草津市地域公共交通総合連携計画素案策定（司会：塚口委員長）

- (1) 対策案にかかる公共交通活性化の基本方向について
- (2) 方向検証のための社会実験案について

○資料説明（株かんこう：東）

- ・「草津市地域公共交通総合連携計画（素案）－マスタープラン編－ 中間報告」を用い、公共交通活性化の方針について説明
- ・草津市の都市機能核と公共交通ネットワーク方針図（将来像）（資料4-7）

- ・草津市の都市機能核と公共交通ネットワーク（短期）方針図（資料4-8）
 - ・公共交通活性化対策方針（案）（資料4-9）
 - ・公共交通活性化の対策実施に向けて（社会実験を検討している内容）（資料4-10）
- ・「別添資料3 草津市地域公共交通活性化に関する《対策案詳細検討資料》」について説明

○質疑応答

塚口委員長：私もこの資料を本日初めて見る。私の意見もここで述べたい。委員の皆さんからも忌憚のないご意見をいただきたい。

この資料は、都市計画道路等の道路整備が進めばこういう交通ネットワークを考えるというような内容が多く、かなり長期的、広範にわたった計画になっている。重要だが時間がかかることと現時点のインフラを活用することによって短期的な施策として連携計画に盛り込むものと両方あると思う。連携計画は向こう3年で実現ということである。本日晒された内容は、長期にわたって望ましい形態をにらんでいるという点では評価されるが、短期的にできるということではもう少し絞り込む必要があるかと思う。長期の話ばかりに議論が集中すると、本来の検討の目的から離れるおそれもあるので、向こう3年で頑張ればできるというところも考え、ご意見をいただければと思う。

桂田委員：まちづくり委員会では、先般、まちなか活性化プログラムを提案した。対策案カルテ2での中心市街地は、草津駅と南草津駅間の大きな位置づけであるが、私共が提案したのは、中心市街地活性化基本計画に基づく草津駅東側の旧東海道、中山道のごく一部である。草津駅は高いポテンシャルを持っているが、地域は高齢化している。また、公共交通の空白地であることはその通りである。

草津駅、南草津駅間の小型バスの双方向運行については、効果的で、早期に取り組んでほしいという期待感がある。また、地元協議会の設立が一番のポイントかと思う。地元の理解、地元の利用がなければ絵に描いた餅で終わってしまうので、地元から盛り上げたニーズで担うことに力点を置くのが大事だと思う。自治連合会だけにゆだねるのでなく、都市計画の中での位置付けを明確にしてほしい。

予算については、国の補助金だけで、草津市の単費の予算が組みれていなかったのが少し残念であるが、まちづくり交付金を引き続き受けるとの思惑もあるようなので、ハード、ソフトについて、いろいろな窓口との連携により、活性化が実現できたらと思う。ターミナル機能の強化が中心市街地の活性化にとって必要である。また、公共交通そのものの活性化と公共交通の活性化によるまちなかの活性化の両方が重要なポイントかと思う。

塚口委員長：議論の成果がカルテ2に反映されていると捉えて良いか。

桂田委員：そうである。また、旧草津川跡地に道路機能を持たせることについては、どうなるかわからないであろうが、南北道路に比べ、東西の道路が不十分であるので、ぜひ実現してほしい。

塚口委員長：旧草津川については、1年かかっても議論しきれない。一つの提案としてご意見をいただいております。

宮下委員：草津市の中で問題になっているのは、まちづくりの活性化と高齢者等の移動権を守ることだと思う。優先順位としては、高齢者やベビーカーを押した母親を重視するべきであり、この人たちがまちづくりの担い手となり、一生草津に住みたいと思うような公共交通であれば良いと思っている。

カルテ5の木川生活核に関して、ここには陽ノ丘団地という古い市営住宅があり、高齢化率が高い。駅から離れており、買物場所も歩くには遠く高低差がある。市全体の地図で見ると北部などに比べ不便な地区ではないのだが、見過ごされた地区ではないかと思う。カルテ2の商店街の活性化とカルテ5の木川生活核を結びつけて、一人ではなかなか買物などの移動ができない方へのサービスができれば良いと思う。旧街道での小型バスの運行について、危険性はどうか、どれくらいの車両までが運行可能なのか、また、他の観光都市のようなボンネット型のバスで衆目を集める工夫が可能なのか、お聞きしたい。

磯谷代理：通常的小型バスなら可能だと思う。ボンネットバスは、オリジナルのものと改造したものがあるが、商店街の中を走るのには、少し危険が伴うと思う。自転車が止まっていたり、人の通行があつたりするので、その辺の危険性が回避されないと難しいのではないかと。

塚口委員長：旧街道における自動車交通については、賛否両論がある。長期的には都市計画道路宮町若竹線ができれば結構であるが、その議論をここですと収拾がつかなくなる。旧街道にもバスを走らせようということになった場合、歩行者や自転車に対する対策をどうするか、そのバランスが重要だと思う。こういった提案をいくつか行いながらより良い方向に持っていければと思う。

今日は、最終的に答えを出さなければならないということだけでなく、それぞれのお立場からご自由にご意見をいただきたい。

岡委員：カルテの案を全部やることについては問題があるかと思う。どれを選んでどうするのかについても、いろいろ問題があると思う。社会実験については、常盤地区で提示されている問題を踏まえ、十分に地域の状況を考慮して行ってほしい。一部の地区ではすでに定期バスを走らせているが、乗客がいない。無駄に走らせることは、行政の負担となる一方、地域にも育てていく力がない。本当にバスが走らないと生活できないのか、高齢者が多い地区ではどういったものが良いのかなど、はじめから議論し、カルテの内容を検証して進めただけであればありがたい。

塚口委員長：そもそもの必要性をいかに考えていくのか、地元の皆さんとの協調なくしてできるものではない。地元協議会等の機能を充実させる仕組みを作っておくことが必要である。

木村委員：先程、市街地はバス交通とし、過疎地域は、タクシーで市街地に行き、バスに乗り換えるという説明があつた。しかし、果たして利用客が乗り換えてくれるのか。

タクシーの利便性は戸口から戸口までということであり、利用に関して疑問がある。また、タクシーの待機場所は駅周辺である。そこから過疎地域までのかなりの距離を回送し、実際に乗車してもらうのは短距離というのでは採算が合わない。どれだけ補助をいただけるのかという話になってくる。

塚口委員長：大きな基幹バスと小さなバスによるゾーンバスシステムのような考え方であり、小さいバスの方をタクシーにしようという提案である。しかし、草津市はそれほど広くないので、乗り継ぎに抵抗感なく利用されるかどうか、慎重に検討していかなければならない。提案としてはきれいであるが、実施するためには採算面の検討が必要である。

磯谷代理：公共交通ネットワークの短期方針図について、中心環状軸は実現可能だと思うが、外環状基幹軸、内環状軸については、当社の路線と他社の路線をガラガラポンして引き直さないといけない路線である。規制緩和後、路線バスの状況は厳しく、昨年の燃料高騰でも打撃を受け、バス事業者は厳しい状況である。そのため、それぞれのエリアを犯すことなく、手を結びながら経営することで路線を維持している。食い合いになると経営の根幹が変わってくる。これを短期でできるかという点で非常に難しい。長期ではわからないが、短期では99%無理な計画ではないかと思う。

塚口委員長：事務局の方で、何か思いがあるか。

事務局(川元)：今の意見は真摯に受け止めるし、4条路線の活性化が根幹にあると思っている。ただ、草津市内のバスは、数社の企業路線で運行しており、事務局には、詳細を詰めるだけの専門知識がない。今は現路線でしか検討しておらず、提案の詳細を詰められない状況である。事業者間の調整に係る経費や方法などを検討していきたいので、ご提案をお願いしたい。

塚口委員長：インフラは既存のものを使うにしても、すぐに取り組める試みが恒久的に可能かどうかは難しい問題である。社会実験などで期間を限定し、事業者の協力が得られるなら、運輸支局の支援も受けてやってみて、可能で意味のあるものを拾い上げていくということであろう。

服部堯委員：いろいろな提案が示されているが、話があちこちになってしまう。今ある道路を使って何とかならないかを考えて、優先順位を付け、人材、エネルギーを集中して投入したらどうか。一点集中で中心市街地が便利になったという実績を作りたい。

塚口委員長：趣旨はよく理解できるが、事務局の方から、議論を絞る提案をするのは難しく、市全体のサービス向上を考えた提案をいただいた。この会議において合意が得られれば、優先順位を付けて考えるという意思表示をしても良いのではないか。ここに書かれている社会実験は多様であるが、この補助額でできるのはせいぜい一つか二つであり、絞り込む必要がある。事務局に伺うが、本日どのあたりまで絞り込む必要があるか。

事務局(西岡)：本日は自由なご意見をいただきたい。

塚口委員長：先程の服部委員の発言について、本日は言及しないが、発言の趣旨は当然であり、どこかで絞り込む必要がある。資料4-9に多くの施策メニューがあるが、必ずしも社会実験を行わなければ実施できないものばかりではなく、例えばJRなどの交渉次第で実現するものもある。重要な施策の中で社会実験が必要なものと社会実験は必ずしも必要でないものを分ける必要がある。社会実験は、お金がかかり、いくつも行うことはできないが、交渉事で解決できるものは実施していけば良い。資料4-9の施策をもう少し精査し、絞り込んでいければと思う。

前野代理：カルテ2は、旧東海道に小型バス、ベロタクシーを走らせる案であるが、大型ショッピングセンターができて商店街が厳しい状況の中で、バス等を走らせると、人が通過してしまうようにならないか。商店街は徒歩や自転車で移動して買物をするのが良いのではないか。通過のためか、人を集めるためか、小型バス、ベロタクシーの位置付けを教えてください。

事務局(西岡)：通過ではなく、人を集めるという考え方である。

事務局(川元)：百貨店のエレベーターが縦移動の移動手段であるように、双方向で各階停車の横方向の移動システムとして考えたい。

前野代理：草津から南草津まで商店街を歩いて行けたら良いと思う。神戸では三宮から元町まで、センター街を歩いて、歩いても自転車でも行ける。商店街については、そのまま残しておく方が、人が集まりやすいかと思う。草津駅と南草津駅間の商店街で人が減っているのは、魅力的な施設が間にないからだと思う。活性化を考える上で、まず草津駅と南草津駅に人が集まるようにすることが重要で、間については、旧街道は歩ける道路とし、大江霊仙寺線にバスを通す案が良いと思う。

塚口委員長：宮町若竹線と大江霊仙寺線をペアにしてループを形成できれば良い。旧街道でバスを運行することについては賛否両論があるので、今後、皆様方のご意見をいただきながら、地域公共交通会議で一定の方向を示したいと思う。

京都市内の三条通りには、バスが通っているが、川端通りから河原町通りまでバス停が一つもなく、地元からバスストップを作る提案がされている。旧街道にもバスを通すなら、バスストップをどう作るかが重要である。旧街道については、長期的には自動車交通を入れたくないと思うが、たとえば繁盛店とリンクしてバスストップを設置することなどが短期的な施策としては考えられる。

事務局に確認するが、資料4-9のメニューの中で、社会実験を行わなくてもできることについては、できるところからやるのか、社会実験を行った後に行うのか、そのあたりを確認したい。

事務局(西岡)：JRとの調整も含め、できるものから行うという考え方である。

塚口委員長：本日は社会実験が必要な施策について議論した。事務局には、社会実験を必要とせずに交渉等で進めていくことについても、限られたマンパワーの中で、どこから進めていくかを整理していただきたい。資料の4-9の施策メニューは非常に多岐にわたっており、このままでは動きにくい。もう少し単純化して整理していただき

たい。

■その他（事務局：内田）

塚口委員長：今後のスケジュールについて、事務局よりお願いします。

事務局（内田）：社会実験についての絞り込みが必要であり、第6回の会議を3月末までに開催する。平成21年度当初に絞り込みを行い、社会実験、連携計画の骨子をまとめるという手順を進める。連携計画の調査実施計画認定申請を運輸支局の指導のもとで進めるが、手続きについては事務局にお任せいただきたい。また、絞り込みを行う中で分科会に戻して検討することもあるかと思う。

塚口委員長：運輸支局の意見をお願いします。

山岡代理：補助申請に関して、連携計画策定とそのための社会実験の費用を見込んでいるようだが、社会実験の費用については十分整理をしていただきたい。また、補助金申請を受ける立場からは、3月の頭にはまとまったものをいただかないといけない。今のスケジュールでは絞り込みがされていないことになるが、その辺はどう整理するのか。

事務局（内田）：第6回会議を2月末に開催する段取りに変更する。

■閉会